

# 議会運営委員会会議録

平成23年2月2日（水）

（開 会） 9：59

（閉 会） 11：04

## ○副委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成23年度第1回定例会の提出議案について執行部の説明を求めます。まず、平成22年度関係議案の説明を求めます。

## ○財政課長

まず、平成22年度の補正予算関連議案第1号から第3号の3件のうち議案第1号 平成22年度一般会計補正予算（第5号）および議案第2号 平成22年度駐車場事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明させていただきます。配布いたしております「平成22年度補正予算資料」をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載しておりますように、主に国の補正予算（円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策）に伴う緊急総合経済対策事業等を実施するため補正するものでございます。一般会計で6億1935万6千円を追加し、駐車場事業特別会計では債務負担行為のみの追加をいたしております。また、企業会計のうち下水道事業会計で1200万円を追加するものでございます。

2 ページをお願いいたします。補正予算の概要について説明させていただきます。まず歳入の普通交付税では、国の補正予算で国税の増収が見込まれたことに伴う再算定が行われ、1億6370万1千円を追加するものでございます。国庫支出金では、国の緊急総合経済対策として二つの交付金事業が創設されております。まず、地域活性化・きめ細かな交付金は、交付限度額として1億5976万円が示されましたので、清掃工場（保健福祉施設）など各公共施設のきめ細かなインフラ整備等に充当するように計画しておりますが、対象事業費の総額は、2億691万円となっております。また、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金（以下、光交付金）は、第一次交付限度額として4857万4千円が示されましたので、国が示しました三つの分野であります(1)地方消費者行政、(2)DV 対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、(3) 知の地域づくり、以上に関連する事業に充当するように計画しております。対象事業費の総額は、実施計画で申請しております9380万5千円を計上いたしております。この二つの交付金事業に対しまして、合併特例債等を活用し、より効果的な経済対策となるよう計画いたしております。主な事業の概要については、歳出でご説明させていただきます。繰入金では、普通交付税の再算定による追加や合併特例債が既存の事業に新たに対象となったことなどにより、財政調整基金および減債基金の全額を減額するものであります。諸収入の産炭地域活性化基金助成金1458万円は、広域事業分として事業採択の決定を受けたものであります。市債につきましては、過疎債ソフト事業分の地域振興事業債、及び今回の補正で計上しております交付金対象事業分と新たに対象となった既存事業分に充当する合併特例債を追加いたしております。次に歳出でございますが、総務費・財産管理費の減債基金積立金は、今回補正の歳入増加等による財源調整を行い、将来の公債費の増加に備えるものでございます。市議会議員選挙費では、選挙執行日が新年度となりましたので、現年度分の不要額を減額するものであります。

3 ページをお願いいたします。衛生費のごみ処理費では、きめ細かな交付金と合併特例債を活用して、清掃工場屋根改修工事を実施するものでございます。農林水産業費の農業総務費では、水路原状回復等請求事件の弁護士謝礼金を計上いたしております。商工費の商工業振興費

では、低炭素社会先進技術開発補助金を計上し、クリーンセンターから排出される二酸化炭素を分離回収し、ポリウレタン樹脂を合成する（低炭素社会を目指した）研究開発型実証・実験に対する補助を行うとするものであります。土木費の土木総務費では、住環境の整備と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム補助事業を実施しようとするものでございます。河川新設改良費では、秋松西排水機場改修事業について当初国において実施を予定しておりましたが、市で実施することになりましたので（国から市への実施主体の変更により）、負担金から工事請負費に組み替えるものでございます。教育費、事務局費の小中一貫校建設基本構想等策定委託料は、施設一体型による建設予定校の建替え適地選定等の業務を実施するものであります。小学校教育振興費および次の4ページに記載しております中学校教育振興費では、文部科学省基準の図書充足率が80%に満たない学校に対する図書の購入費を計上いたしております。

図書館費では、光交付金と合併特例債を活用して図書館システム開発委託料を計上し、図書館5館のデータ管理システムの再構築を行うものでございます。繰越明許費につきましては、国の補正予算に伴う交付金事業30件について繰越明許を設定し、23年度にかけて経済対策事業を実施するものでございます。

5ページをお願いいたします。介護基盤緊急整備補助金以下4件につきましては、年度内の事業完了が見込めないため追加するもので、最後の秋松西排水機場改修工事負担金は実施主体が国から市に変更になりましたので、廃止するものでございます。債務負担行為につきましては、市議選執行費関連2件、指定管理委託料関係6件および土地開発公社委託分公有財産購入費の年度割の変更5件について設定するもので、このうち指定管理委託料につきましては、昨年12月末に総務省より基本協定締結前に債務負担行為を設定するよう通知がありましたので、平成23年度に更新する施設について計上いたしております。廃止いたします平成22年度分の農業制度資金利子補給金につきましては、借入れ実績がなかったことによるものでございます。

次に、駐車場事業特別会計でございますが、一般会計と同様の理由により、市営駐車場の指定管理委託料について債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、一般会計および特別会計の補正予算の説明を終わります。

#### ○上下水道部総務課長

続きまして、企業会計補正予算の補正内容につきまして、同じく資料5ページで説明をさせていただきます。議案第3号の下水道事業会計の補正予算でございますが、資本的収入の方1000万円の増額につきましては、きめ細かな交付金事業による一般会計補助金の増額を計上しております。資本的支出の1200万円の増額につきましては、きめ細かな交付金事業といたしまして西部排水区浸水対策改良工事を実施するものでございます。以上簡単でございますが企業会計の補正予算の概要説明を終わります。

#### ○総務課長

引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております議案概要で、説明させていただきます。議案第4号**飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例**につきましては、飯塚市防災センター運営委員会を廃止するものでございます。議案第5号**飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例**につきましては、平成22年8月から実施しております市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長の給料の減額措置を1年間延長するものでございます。議案第6号**飯塚市休日夜間急患センター条例の一部を改正する条例**につきましては、厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の改定に伴う関係規定の整備を行うものでございます。議案第7号**飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**につきましては、厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の改定に伴う関係規定の整備を行うものでございます。議案第8号**専決処分の承認**につきましては、学校給食費を納入しな

い長期滞納世帯に対して、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、相手方から分割納入を求める督促異議申立てが行われたことにより、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続へ移行したため、地方自治法第179条第1項の規定により学校給食費請求事件として専決処分を行ったものでございます。

○副委員長

次に、平成23年度関係議案の説明を求めます。

○財政課長

議案番号9号から25号までの予算関連議案の概要について説明いたします。配布いたしております平成23年度予算資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。予算額につきまして、一般会計は、582億1800万円、特別会計は、22年度で廃止されます老人保健特別会計を除く12の会計で474億6844万円、企業会計は、4つの会計で83億545万9千円、合計で1139億9189万9千円を計上いたしております。なお、表の下に記載しておりますように、平成22年度の予算額につきましては、昨年度の当初予算では骨格予算を編成しておりましたので、6月補正を加えた、いわゆる肉付け後の予算額を記載いたしております。以下の資料についても同様でございます。

2 ページをお願いいたします。予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。また、今回から概要書の様式を若干変更しております、資料の右側に今年度と前年度の予算額を記載し、前年度との比較をいたしております。主なものについてご説明いたします。まず、歳入でございますが、市税は、22年度の決算見込を基に経済状況等を勘案し、総額で131億177万3千円を計上いたしております。前年度より2億4456万2千円、1.9%の増となっております。地方交付税は、普通交付税は前年度より8億円多い147億円を計上しておりますが、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額は約171億8000万円となり、平成22年度決定額より4.2%の減額を見込んでおります。また、特別交付税につきましては、地財計画の伸び率85.7%等から推計し、前年度より1億円少ない14億円を計上いたしております。国庫支出金および県支出金につきましては、本年度実施事業に係る国・県の負担金、補助金および交付金を計上しております。

4 ページをお願いいたします。繰入金の財政調整基金で財源の調整を行っていますが、2億8221万円を計上いたしております。市債につきましては、普通交付税から赤字地方債に振り替えられました臨時財政対策債約25億円を含み、過疎債ソフト事業分の地域振興事業債や合併特例債を充当する清掃施設整備事業債、浸水対策事業債、小中学校施設整備事業債など、総額で59億2107万2千円を計上いたしておりますが、このうち31億2020万円が合併特例債となっております。

次に、歳出でございますが、職員人件費の一般会計及び特別会計の総額は、退職、人事院勧告実施等により前年度より約1億3000万円少ない87億571万5千円を計上いたしております。職員数は、一般職で任期付雇用職員を含み24人の減となっております。

5 ページをお願いいたします。議会費の議員共済給付負担金は、平成23年6月1日の地方議会議員年金制度廃止に伴う公費負担の変更により増額となっております。文書広報費の市誌編さん事業費は、合併後10周年記念で発刊するため、23年度から歴史編の編さんに取り組むものでございます。

6 ページをお願いいたします。地域振興費のコミュニティバス運行事業は、国庫補助の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して、実証運行3年目に係る経費として市負担金7866万3千円と地域交通協議会運営資金貸付金2344万8千円を計上いたしております。

7 ページをお願いいたします。選挙費では、平成23年4月10日執行の県知事及び県議会議員選挙及び平成23年4月24日執行の市議会議員選挙の執行経費を計上しております。民

生費、高齢者福祉費の長寿祝い金につきましては、平成23年度から支給基準日を変更するため、約2200万円増額の計上となっております。

8ページをお願いいたします。児童福祉総務費では、地域子育て創生事業費補助を活用し、1歳未満の乳児がいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業赤ちゃんすくすく元気事業を実施いたします。また、子ども医療費につきましては、平成23年1月より実施しております小学1年生から3年生までの医療費負担軽減措置拡大等により、前年比で約8100万円の増額となっております。子供手当給付費につきましては、給付費総額約27億円を計上しておりますが、23年度から3歳未満の子どもさんには7000円が加算され月額2万円の支給となります。この加算による影響額は、約2億6000万円を見込んでおりますが、全額国の負担により支給されることとなっております。

9ページをお願いします。青少年対策費の颯田児童館建設事業は、颯田小・中学校および公民館等と合わせて建設するもので、債務負担行為を設定し平成24年度にかけて実施いたします。生活保護扶助費につきましては、未だ保護率の増加傾向が続いている状況にあり、前年比約6億3000万円の増額で、106億2220万4千円を計上いたしております。衛生費、予防費の予防接種費では、1/2の補助を受け、公費負担による子宮頸がん個別接種、Hibワクチン個別接種、小児用肺炎球菌ワクチン接種が新規に実施され、前年比で約2億3000万円の増となっております。

10ページをお願いいたします。環境対策費の住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、新規事業として交付率45%の国の交付金を受け、定住化の促進および循環型社会の構築に向け実施するものでございます。上水道費の水道事業会計補助金は、23年度に実施する排水管路代替工事等の合併事業に対する出資分6億1660万円を含め計上いたしております。病院費の病院事業会計補助金は、病床および救急病院に係る交付税措置の算定額の増、および合併特例債を活用して本年度から5ヵ年事業で実施いたします市立病院の建設改良・機械整備事業分の出資金分6870万円を増額して計上いたしております。ごみ処理費の清掃工場費では、新たに合併特例債の対象となり、昨年度に引き続き実施いたします電気・機械設備等更新事業の3億円と、現最終処分場を延命するため集塵灰の1/2を搬出処理するための委託料3500万円を含め、運転管理経費等を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。し尿処理費の環境センター費では、合併特例債を活用して電気計装設備の更新事業や水槽腐食防止事業などを実施いたします。労働費の労働諸費では、県の臨時特例基金を活用した各種緊急雇用対策のための16の事業を計上し、雇用の創出等を図ろうとするものでございます。

12ページをお願いいたします。農業土木費では、県補助や合併特例債を活用しまして、入水堰坂用排水路改良工事、及びため池改良などの浸水対策事業を計上いたしております。林業振興費の荒廃森林再生事業は、森林環境税を活用して、荒廃した市内の民有林約2,000haを10ヵ年計画で再生しようとするもので、調査および間伐・除伐事業等を実施するものであります。商工業振興費の企業誘致推進費では、平成22年度末で名古屋事務所を閉鎖し、飯塚を拠点とした企業誘致活動を展開するため、旅費等の経費を中心に計上いたしております。

13ページをお願いいたします。飯塚観光協会補助金は、以下に記載しております“どんたく宿場まつり”などの各種イベント等への助成を行うものでございます。土木費の道路橋りょう新設改良費では、赤坂・鴨生線および黒岩・堤田線などの道路新設・改良事業を実施いたします。なお、阿恵・田中3号線道路改良事業につきましては、過疎債を活用して実施するものであります。都市計画総務費では、県の委託による都市の現況及び見通しについての基礎調査と、主要交差点の解析業務の委託料を計上いたしております。また、中心市街地活性化基本計画策定事業費では、計画策定に向け本省協議等の関連経費を計上するものでございます。下水道費

では、浸水対策基本計画に基づき、合併特例債等の財源を活用して、土木管理課所管の赤坂地区排水路等整備事業および小型ポンプ設置等各所浸水対策工事、次の14ページに記載しております都市計画課所管の雨水貯留タンク設置費補助事業、土木建設課所管のため池・排水路等の各所調査測量設計委託などを実施するものでございます。住宅建設費につきましては、弁分、相田、川島の公営住宅建替事業、および公営住宅、改良住宅の外壁等改修工事などを実施いたします。消防費の消防施設費で、坂の下分隊車庫等建替事業および菰田分隊と穂波第五分団の2台の消防自動車購入経費を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。小学校整備費では、新規事業として飯塚東小学校、片島小学校および椋本小学校の大規模改造事業の設計委託料を計上し、継続事業として庄内小学校、立岩小学校の大規模改造事業および穎田小中学校建設事業小学校分の工事費等を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。中学校整備費では、新規事業として飯塚第二中学校大規模改造事業および飯塚第一中学校増築事業の設計委託料等を計上し、継続事業として二瀬中学校、庄内中学校、筑穂中学校の大規模改造事業、および穎田小中学校建設事業中学校分の工事費等を計上いたしております。小・中学校共に、国の安全・安心な学校づくり交付金および合併特例債を活用して整備するものであります。飯塚新人音楽コンクールにつきましては、平成23年度で30周年を迎えるにあたり、記念事業実施のため事業運営補助金を増額して計上いたしております。公民館費では、穎田小中学校建設事業と合わせて実施するため、穎田公民館建設事業費を計上するものでございます。また、飯塚山笠二瀬流に対しまして、発足助成金250万円を計上しております。

17ページをお願いいたします。図書館費では、穎田小中学校建設事業と合わせて実施するため、穎田図書館建設事業費を計上いたしております。公債費の総額は、71億4320万9千円で前年度に比べて6億3202万1千円の減となっております。これは主に一般廃棄物処理施設整備事業債償還費の減などによるものであります。

18ページをお願いいたします。繰越明許費は、市立病院建設改良事業の23年度事業分について年度内の完了が見込めないため、当該事業の出資分である病院事業会計補助金を繰越すものでございます。債務負担行為でございますが、市誌編さん業務委託料以下12件につきまして、債務が後年度にまたがりまますので設定するものでございます。

続きまして、特別会計の主なものについてご説明いたします。国民健康保険特別会計でございますが、歳入の保険税につきましては、過去3カ年の平均伸び率等を勘案して算出しておりますが、前年度比で約1億2600万円の減となっております。歳出の保険給付費では、22年度実績等を基に算出しておりますが、前年度比で2億5300万円ほどの増となっております。

19ページをお願いいたします。介護保険特別会計につきましては、平成21年度から23年度まで第4期介護保険事業計画に基づいて予算を計上しておりますが、保険給付費は、前年比で約2億2000万円増の107億2005万円となっております。

21ページをお願いいたします。小型自動車競走事業特別会計でございますが、本年度は、本場開催レース85日を予定しており、歳入の勝車投票券発売収入は、売上金額約165億円を見込み予算計上しております。また、平成23年度、南九州市に設置予定の専用場外発売所オートレース川辺に係る費用として、2億1000万円ほど計上いたしております。施設改善費では、約1億8000万円を計上し、走路改修工事を実施するものでございます。

23ページをお願いいたします。工業団地造成事業特別会計では、公債費の増に伴い、一般会計繰入金を約8900万円増額計上いたしております。

次に学校給食事業特別会計ですが、24ページに記載しております施設整備費では、23年

度実施の給食調理室建設事業の新規事業として立岩小学校、飯塚東小学校、飯塚第一中学校および二瀬中学校の設計委託料等を計上しております。また、継続事業として伊岐須小学校および穎田小・中学校の建設工事費等を計上いたしております。債務負担行為は、穎田小中学校給食調理室建設事業につきまして平成24年度にかけて実施いたしますので、設定するものでございます。

27ページ以降に一般会計の前年度との比較資料等を添付しておりますが、このうち41ページの資料No.16をご覧ください。基金の状況表を添付いたしております。上から1行目の財政調整基金につきましては、年度末残高が21年度では37億136万6千円で、22年度決算見込みでは43億3788万2千円で、23年度当初予算編成後の年度末残高では40億7142万6千円となる見込みであります。減債基金を加えますと53億2893万6千円の残高となる見込みであります。

以上で、一般会計及び特別会計の説明を終わりますが、予算書の事項別に記載しております歳出の説明欄で、これまで目単位で表示をいたしておりましたが、23年度当初予算書から事業単位で各々の経費を表示することといたしました。○印で表示しておりますのが事業名で、その事業費を併せて記載しております。一つの費目の中に、どのような事業の経費が計上されているかを見ていただくのに、以前より分かりやすくなったのではないかと考えております。

以上、ご報告させていただきます。

#### ○上下水道部総務課長

続きまして、企業会計予算の内容につきまして御説明をさせていただきます。先ほど財政課長が説明をいたしました資料の24ページをお願いいたします。議案第22号水道事業会計予算でございますが、予算第3条の収益的収入で20億6298万4千円を計上いたしております。このうち主な収入といたしましては、給水収益で19億2385万5千円でございます。次に、収益的支出でございますが、19億8103万9千円を計上いたしております。主に経常経費でございます。なお、収益的収支における損益計算につきましては、当年度純利益といたしまして466万7千円を予定いたしております。次に、予算第4条の資本的収入でございますが、14億1195万6千円を計上いたしておりますが、これは支出の改良事業費等の財源といたしまして、企業債、出資金等を計上をしたものでございます。資本的支出につきましては、23億4626万5千円を計上いたしております。内訳といたしましては、改良事業費、新設事業費、第8期拡張事業費及び企業債償還金を計上いたしております。また、継続事業といたしまして排水施設整備事業費を23年度から24年度の2カ年で総額6億8300万円計上いたしております。次に、資料の25ページをお願いいたします。続きまして、議案第23号産炭地域小水系用水道事業会計でございますが、収益的収入では3191万4千円を、収益的支出では3594万2千円を計上いたしております。次に、予算第4条の資本的支出につきましては、1290万1千円を計上いたしております。次に、議案第24号下水道事業会計予算について説明をいたします。予算第3条の収益的収入でございますが、13億2344万7千円を計上いたしております。このうち主な収入といたしましては、下水道使用料9億767万8千円でございます。また収益的支出につきましては、12億7879万5千円を計上しております。主に経常経費でございます。次に、予算第4条の資本的収入で14億5753万円を計上しておりますが、これは支出の建設改良費の財源といたしまして企業債、国庫補助金等を計上したものでございます。次に資本的支出でございますが、20億9454万7千円を計上しております。主なものといたしましては、施設整備費、企業債償還金等を計上いたしております。以上簡単でございますが、平成23年度企業会計予算の概要説明を終わります。

#### ○健康増進課長

議案第25号平成23年度飯塚市立病院事業会計当初予算の概要を説明いたします。資料の

25ページ下段の方をお願いいたします。収益的収支のうち収益的収入、医業収益2億1324万1千円を計上しておりますが、これは公立病院に対します国の財政支援で、交付税措置される金額を一般会計から交付を受けるものでございます。本年度は単価の見直しによりまして、2675万円の増額となっております。医業外収益1313万4千円計上いたしておりますが、これは病院事業債償還利息に対する一般会計からの地方交付税措置分と病院事業債の償還利息及び建て替えに伴います一時借入金利息分の地域医療振興協会からの負担分でございます。収益的支出のうち医業費用2億4460万5千円を計上しておりますが、その主なものとしたしましては、先ほど医業収益でご説明いたしました交付税措置の一般会計交付金の全額を地域医療振興協会に交付する病院管理運営交付金2億1324万1千円と減価償却費となっております。続きまして26ページをお願いいたします。医業外費用1301万円を計上いたしておりますが、これは病院事業債の償還利息及び建て替えに伴います一時借入金利息でございます。続きまして、資本的収支のうちの資本的収入の企業債につきましては、建て替えに伴います企業債の借入金、出資金7392万円につきましては病院事業債元利償還金に対する一般会計からの地方交付税措置分及び建て替えに伴います合併特例債の一般会計からの出資金でございます。納付金1811万1千円につきましては、病院事業債元利償還金等の地域医療振興協会の負担分でございます。次に資本的収支のうち、建設改良事業費1億7503万2千円につきましては、建て替えに係る基本設計、実施設計等の経費。機械整備事業1億円につきましては、医療機器の購入の経費でございます。以上簡単でございますが概要説明を終わります。

○総務課長

引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。再度、先ほどの議案概要をお願いいたします。1ページの議案第26号をお願いいたします。議案第26号飯塚市表彰条例につきましては、市勢振興に寄与したものの功績をたたえ、市民の模範となる行為があったものを、功労表彰、善行表彰、市民栄誉賞により表彰するため制定するものでございます。議案第27号飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公立保育所及び公立幼稚園のあり方に関する事項を調査審議させるため飯塚市公立保育所運営検討委員会を飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会とするものでございます。議案第28号飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者医療特別会計への移行に伴う3年間の経過措置の終了により老人保健特別会計を廃止するものでございます。

2ページをお願いいたします。議案第29号飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福岡県公立学校職員の手当の改定及び少人数学級編制の中学校第一学年への拡充に伴い、手当に関する規定を整備するものでございます。議案第30号飯塚市公民館条例の一部を改正する条例につきましては、時間帯ごとの使用料であった公民館について1時間ごとの使用料に統一・平準化を行い、旧庄内生涯学習交流館を庄内公民館の附属施設として、使用料を新設し、公民館の位置及び使用料の納入方法の規定を整備するものでございます。議案第31号飯塚市野球場条例の一部を改正する条例につきましては、飯塚野球場の照明の廃止及び利用時間の変更を行うものでございます。議案第32号飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例につきましては、伊岐須児童センターを平成23年3月31日で廃止するものでございます。議案第33号飯塚市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例につきましては、センターの事業を明確化し、時間帯ごとの使用料を1時間ごとの使用料に改定し、使用料の納入方法の規定を整備するものでございます。

○総務部長

議案第34号と第35号につきましては、関連がございますので、一括して説明させていただきます。議案第34号飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、健康の森公園の多目的施設について平成23年度から指定管理者による管理を実施するための

条例改正でございます。議案第35号指定管理者の指定につきましては、健康の森公園市民プール及び多目的施設の指定管理者として、有限会社飯塚スイミングスクールを平成23年度から27年度まで5年間、指定するものでございます。健康の森公園の多目的施設につきましては、指定管理者の指定に合わせた条例改正の手續を失っていたため、改めて条例改正の議案と指定管理者の指定議案を提案させていただくものでございます。これは、議案の上程手續及び議案内容のチェック体制の不備に起因するものであり、今後、このようなことが二度とないよう万全を期する所存でございます。まことに申し訳ございませんでした。

人事議案につきまして、ご説明いたします。議案第36号につきましては、任期満了に伴います人権擁護委員1名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

最後に、報告第1号から第4号までの4件の報告でございますが、住宅新築資金等貸付金の返還請求に関する和解の専決処分、土地開発公社、都市施設管理公社、教育文化振興事業団の平成22年度予算の補正につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

おはようございます。平成23年度予算資料一般会計当初予算のうちですが、13ページの中ほどに都市計画総務費があります。黒丸がありますけれども、3つ目の黒丸中心市街地活性化基本計画策定事業費がありますね。その下に本省協議等普通旅費という文言があります。本省というのがどこのことを意味しておるのか、お尋ねします。

○経済部長

この中心市街地活性化基本計画策定事業費の本省協議の旅費ということで今回計上させていただいておりますが、中心市街地活性化基本計画の提出先が内閣府になりますので、内閣府に事前協議等に行くための旅費でございます。

○川上委員

予算提出の基本姿勢に関わることもあるので聞いてるんですね。なぜ内閣府と書かないんですか。

○経済部長

記述についての御質問、御指摘でございますが、通常私どもこうした関連事業にかかわる事業の御相談と言いますか、調整に関しましては、出先関係機関、例えば経済産業省の場合は九州経済産業局というところが関係する省庁になりますので、こうした出先と本省という今回役割と言うか位置づけが異なりますので、東京にございます内閣府の方に出向くという意味でこうした記述をさせていただいた次第であります。

○川上委員

だから、なぜ内閣府と書かないかと、私の言ってる意味がわかると思うんだけど、飯塚市の市長が提出する当初予算で本省協議という言葉が入ればね、どういう意味になりますか。飯塚市が国の出先ということになりますよ。だから、地方自治の立場からいってね、こういう予算案に、予算案だけではないけれども、本省だとかいうことはあり得ない。出先機関が省を呼んだりするときは本省と呼ぶわけでしょう。ですから私はね、地方自治体の長が提出する議案の説明の中で、本省だとかいう言葉を使うのは全くおかしいと。感覚がもう少し地方自治というところに置かないといかんのではないかと思います。これは訂正してください。

○副委員長



暫時休憩いたします。

休憩 10:55

再開 10:55

委員会を再開いたします。

○経済部長

御指摘の意味、私ども十分理解いたしますので、今回のこの予算の概要書につきましては、国との協議という意味を持ちまして、内容につきまして正誤表で訂正をさせていただきたいと思っております。

○川上委員

それは了解しました。それから、議案概要について先ほど総務部長が説明された、議案第34号飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例及び議案第35号指定管理者の指定（健康の森公園市民プールおよび多目的施設）についてですが、説明をお聞きすると指定管理議案を出すのに併せて元条例、施設条例を改正するのを忘れたという説明の仕方だったと思うんですね。私は、逆立ちした説明じゃないかと、この施設を指定管理に、34号との関係でいえばね、指定管理にすると書いてないということは、直営ということなんです。そうすると、指定管理だとかいう発想が出てくるはずないでしょう、元々。にもかかわらず、その指定管理指定議案を出すときに、その元の施設条例を扱うのを忘れたというのは逆立ちしてるんじゃないかと。それで、それはまず指摘をしておきたいんですけど、ここは議会運営委員会ですから、それでなぜこういうことが起きたのかね、どうしたら防止できるのか、そこのところまでお聞きする必要があると思うんで、そこのところを答弁してもらいますか。

○総務部長

質問者の言われる内容につきまして、もっともでございます。条例自体、他目的施設の範囲まで広げた条例となっておるわけでございますが、指定管理者に指定する範囲、この範囲についての広げ、これがされてなかったということでございます。それでこういうことのないように、事前に指定管理者を決定する場合に、そういった分のチェックをやると、再度議案提出の際に確認をするという体制です。今後このようなことのないようにチェック体制、強硬にして臨みたいと思っておりますので、まことに申し訳ございませんでした。

○川上委員

そういうことではないと思うんですよ。もっと深めた教訓を明らかにしておかないといけないんじゃないかと、指定管理者制度というものについてね、そのものについてあなた方の誤った発想があるのではないかと、それは発想というか、あなた方々の行財政改革の中でとにかく指定管理者制度導入というのが、打ち出されているでしょう。だから、それをまず指定管理者制度導入ありきということになって、その理由はあなた方の発想から言うとにかくお金を削りたいと、支出を削りたいと、何が悪いと思われるかもしれませんが、ところが指定管理者制度というのはもともとそういうものじゃないでしょう。もともと住民サービスの向上に生かすためについてことじゃないですか。福祉の拠点センターなわけですから、この公の施設は。そして、その住民サービスの向上が第一義的であって、そして財政的にも軽減することが望ましいという位置づけでしょう。そうであれば、指定議案が先に出てくるのではなくて、施設条例の中で直営というふううたってるわけですから、直営ということになってるわけだから、もっと新たに作った多目的施設が住民のためにサービス向上できるようにするためには、直営の今のあり方がよいのかね、指定管理がよいのかということを検討しないといけないわけです。そしてしかる後、やはり指定管理者制度がいいということになれば、35号ということになるでしょう。だから、私が今言ってることは総務省の片山大臣が言ってることとほぼ一致してると思います。だから、今の皆さんがとにかく指定管理者制度だという一目散と、そしてこれは

金を削るためだと、支出を削るためだという発想が根底にあってね、だからいい加減になるんじゃないですか、仕事が。住民の福祉の向上、サービスの向上、充実が第一義なんだと、公の施設はそのためのセンターだという位置づけを發揮させないと、今部長が言われた程度の深め方しかならないのではないかと。どう思われますか。議会運営委員会でここまで言うのかという人もおられるかもしれませんが、やっぱり議案を出す基本的スタンスの問題についてですからね、見解をお聞きしておきたいと思います。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:03

再 開 11:12

委員会を再開いたします。

○生涯学習部長

申し訳ありません。今回、このような基本的な事務処理のミスによって皆様にご迷惑をかけております。本当に、申し訳ありません。多目的施設につきましては、21年に建設されまして、その後この施設につきましてはプールの横にあるということから、内部的には指定管理者導入の方向で検討してまいっております。その方向を持って、いろんな手続きを、公募、その前には導入推進検討委員会に諮りまして、そして公募、選定、そして12月の指定議決となっております。それで具体的にどのような委員会で、そういったところの指定管理者の方向をしたかというお尋ねですが、ちょっと私の方ではそういったところの委員会についての、指定管理者にしますよというところのお話はしてなかったというふうに記憶しております。しかし、内部的にはそういうふうな方向性で決めておりますので、手続上行ったという経緯でございます。

○副委員長

ほかに質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

○議会議務局次長

議案の付託委員会についてご説明いたします。議案書をお願いいたします。

先ず、平成22年度関係議案につきましては、議案第1号は総務委員会に、2号及び3号は経済建設委員会に、4号及び5号は総務委員会に、6号及び7号は厚生委員会に、8号は市民文教委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に平成23年度関係議案につきましては、議案第9号は、のちほどご審議いただきます予算特別委員会に、10号から12号までの3件は、いずれも厚生委員会に、13号は総務委員会に、14号は経済建設委員会に、15号は厚生委員会に、16号から19号までの4件は、いずれも経済建設委員会に、20号及び21号は市民文教委員会に、22号から24号までの3件は、いずれも経済建設委員会に、25号は厚生委員会に、26号は総務委員会に、27号及び28号は厚生委員会に、29号から31号までの3件は、いずれも市民文教委員会に、32号は公共施設等のあり方に関する調査特別委員会に、33号は総務委員会に、34号は公共施設等のあり方に関する調査特別委員会に、35号は市民文教委員会にそれぞれ付託していただいております。

次に人事議案であります議案第36号につきましては、最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮ったのち質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項第1号から4号までの4件につきましても最終日に報告、質疑と考えております。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案の付託委員会については事務局説明のとおりにすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって議案の付託委員会についてはそのように決定いたしました。

次に予算特別委員会の設置について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

一般会計当初予算につきましては、特別委員会を設置して付託するということが申し合わせで決定されております。従いまして、この申し合わせに添って、予算特別委員会を設置していただいております。

なお、特別委員会の名称は、平成23年度一般会計予算特別委員会、委員定数は15人としていただいておりますので、併せてご審議方よろしくお願いいたします。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。事務局説明のとおり予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって予算特別委員会を設置することに決定いたしました。次に特別委員会の名称は平成23年度一般会計予算特別委員会とし委員定数は15人とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって特別委員会の名称及び委員定数はそのように決定いたしました。次に委員の人員割り振りについて事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配布しております特別委員会設置(案)をお願いいたします。委員の人員割り振りにつきましては、2人以上の会派から正・副議長、監査委員を除き2人につき1名を選出していただきたいと考えております。

なお、追加資料要求等日程の関係から、本定例会では予算特別委員会の設置を2月15日火曜日に行っていただいておりますので、人選届け出期限につきましては、案件に記載しておりますとおり、2月10日木曜日の午後5時までとし、特別委員会の設置につきましては、2月15日火曜日、23年度議案の提案理由説明の際、議長の発議によりまして設置を諮っていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。委員の人員割り振りについては事務局説明のとおりにすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、委員の人員割り振りについてはそのように決定いたしました。次に人選の届け出は2月10日木曜日午後5時まで、特別委員会の設置時期は2月15日火曜日とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって人選の届け出及び特別委員会の設置時期は、そのように決定いたしました。

次に、会期および会議予定について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について説明いたします。お手元に配付しております「平成23年第1回飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、2月8日から3月8日までの29日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。会期及び会議予定については事務局の説明のとおりにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって会期および会議予定についてはそのように決定いたしました。

次に、一般質問、平成23年度関係議案への質疑通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切につきましては、申し合わせのとおり、招集日の翌日であります2月9日水曜日の午後5時まで、代表質問の通告締切につきましては、施政方針説明が行われます本会議の翌日であります2月16日水曜日の午後5時までと考えております。

次に、平成23年度関係議案に対する質疑通告及び意見書案・請願の提出につきましては、2月18日金曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

なお、平成22年度関係議案及び議案第9号平成23年度飯塚市一般会計予算に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。一般質問、平成22年度関係議案への質疑通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、陳情について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元にお配りしております陳情文書表のとおり、1件の陳情が提出されております。本陳情につきましては、その写しを8日の本会議初日開会前に議席のほうにお配りすることといたしておりますのでよろしくお願いいたします。

○副委員長

説明が終わりましたので、「陳情について」はご了承願います。

次に、その他でございますが、次回の委員会は2月15日(火)の本会議開会前9時30分

に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。